別添

平成１８年３月３１日付け国道有第１３７号で許可を受けた「一般国道２８号、３０号及び３１７号に関する事業」の一部を以下のとおり変更する。

（１）（別紙－２）を次のとおり改める。

（別紙－２）

【会社の収支予算の明細】

全国路線網（一般国道28号（本州四国連絡道路（神戸・鳴門ルート））等）　　［ 百万円（消費税込み） ］

		新たな資産形成に係らない部分			新たな資産形成に係る部分											
		収入	支出	収支差	収入		支出(注1)				債務					
												機構への引き渡し債務				
		料金収入	計画管理費	貸付料支払い	有利子借入金	無利子借入金等	新設・改築費等	修繕費等	更新費等	災害復旧費	債務残高（期首）	有利子借入金			社会資本借入金	無利子借入金
													特定更新等工事に係る債務	その他の債務		
2006年度	平成18年度	78,335	16,482	60,704	2,850	0	0	2,680	0	0	0	1,135	0	1,135	0	0
2007年度	平成19年度	78,320	16,940	60,308	4,700	0	0	3,808	0	0	1,715	4,509	0	4,509	0	0
2008年度	平成20年度	74,240	16,793	56,415	6,200	0	0	5,061	0	0	1,906	4,337	0	4,337	0	0
2009年度	平成21年度	54,268	16,565	37,631	5,200	0	0	5,751	0	0	3,862	5,665	0	5,665	0	0
2010年度	平成22年度	56,375	17,967	38,520	5,300	0	0	4,470	0	0	3,397	5,438	0	5,438	0	0
2011年度	平成23年度	61,954	16,888	45,129	4,500	0	0	3,837	0	16	3,259	4,213	0	4,213	0	0
2012年度	平成24年度	64,828	16,703	48,011	5,300	0	0	5,865	0	72	3,546	3,735	0	3,735	0	0
2013年度	平成25年度	65,990	16,894	48,943	8,400	0	0	9,302	0	226	5,112	8,993	0	8,993	0	0
2014年度	平成26年度	64,811	17,015	47,677	11,195	0	63	10,387	0	0	4,519	11,343	0	11,343	0	0
2015年度	平成27年度	66,967	17,578	49,086	12,281	0	240	11,934	115	99	4,371	12,277	96	12,181	0	0
2016年度	平成28年度	67,290	18,704	48,586	16,697	0	437	6,236	85	11,940	4,375	20,332	104	20,228	0	0
2017年度	平成29年度	57,845	18,140	39,705	15,701	0	792	12,841	2,068	0	740	16,441	2,068	14,373	0	0
2018年度	平成30年度	56,199	18,120	38,079	12,155	0	0	10,545	1,610	0	0	12,155	1,610	10,545	0	0
2019年度	平成31年度	54,695	18,195	36,500	13,791	0	0	11,788	2,003	0	0	13,791	2,003	11,788	0	0
2020年度	平成32年度	52,927	17,963	34,964	12,512	0	0	10,334	2,178	0	0	12,512	2,178	10,334	0	0
2021年度	平成33年度	51,357	17,475	33,882	11,374	0	0	9,223	2,151	0	0	11,374	2,151	9,223	0	0
2022年度	平成34年度	49,807	17,622	32,185	11,006	0	0	8,840	2,166	0	0	11,006	2,166	8,840	0	0
2023年度	平成35年度	48,235	17,328	30,907	11,321	0	0	9,188	2,133	0	0	11,321	2,133	9,188	0	0
2024年度	平成36年度	75,649	17,190	58,459	11,325	0	0	9,105	2,220	0	0	11,325	2,220	9,105	0	0
2025年度	平成37年度	75,169	17,059	58,110	10,859	0	0	8,711	2,148	0	0	10,859	2,148	8,711	0	0
2026年度	平成38年度	74,693	16,936	57,757	10,815	0	0	8,602	2,213	0	0	10,815	2,213	8,602	0	0
2027年度	平成39年度	74,427	16,900	57,527	11,123	0	0	8,926	2,197	0	0	11,123	2,197	8,926	0	0
2028年度	平成40年度	73,756	16,954	56,802	10,956	0	0	8,862	2,094	0	0	10,956	2,094	8,862	0	0
2029年度	平成41年度	73,294	16,867	56,427	10,738	0	0	8,586	2,152	0	0	10,738	2,152	8,586	0	0
2030年度	平成42年度	72,834	16,834	56,000	8,535	0	0	8,535	0	0	0	8,535	0	8,535	0	0
2031年度	平成43年度	71,945	16,986	54,959	6,885	0	0	6,885	0	0	0	6,885	0	6,885	0	0
2032年度	平成44年度	70,678	16,893	53,785	6,944	0	0	6,944	0	0	0	6,944	0	6,944	0	0
2033年度	平成45年度	69,625	16,834	52,791	6,881	0	0	6,881	0	0	0	6,881	0	6,881	0	0
2034年度	平成46年度	68,587	16,977	51,610	6,751	0	0	6,751	0	0	0	6,751	0	6,751	0	0
2035年度	平成47年度	67,749	16,897	50,852	6,676	0	0	6,676	0	0	0	6,676	0	6,676	0	0
2036年度	平成48年度	66,557	16,836	49,721	6,503	0	0	6,503	0	0	0	6,503	0	6,503	0	0
2037年度	平成49年度	65,566	16,869	48,697	6,317	0	0	6,317	0	0	0	6,317	0	6,317	0	0
2038年度	平成50年度	64,587	16,976	47,611	6,484	0	0	6,484	0	0	0	6,484	0	6,484	0	0
2039年度	平成51年度	63,801	16,804	46,997	6,335	0	0	6,335	0	0	0	6,335	0	6,335	0	0
2040年度	平成52年度	62,676	16,960	45,716	6,730	0	0	6,730	0	0	0	6,730	0	6,730	0	0
2041年度	平成53年度	61,741	16,825	44,916	6,697	0	0	6,697	0	0	0	6,697	0	6,697	0	0
2042年度	平成54年度	60,824	16,655	44,169	6,642	0	0	6,642	0	0	0	6,642	0	6,642	0	0
2043年度	平成55年度	60,080	16,448	43,632	6,278	0	0	6,278	0	0	0	6,278	0	6,278	0	0
2044年度	平成56年度	59,022	16,321	42,701	6,533	0	0	6,533	0	0	0	6,533	0	6,533	0	0
2045年度	平成57年度	58,142	16,307	41,835	6,165	0	0	6,165	0	0	0	6,165	0	6,165	0	0
2046年度	平成58年度	57,277	16,074	41,203	6,258	0	0	6,258	0	0	0	6,258	0	6,258	0	0
2047年度	平成59年度	56,577	15,967	40,610	6,470	0	0	6,470	0	0	0	6,470	0	6,470	0	0
2048年度	平成60年度	55,582	15,762	39,820	6,717	0	0	6,717	0	0	0	6,717	0	6,717	0	0
2049年度	平成61年度	54,754	16,030	38,724	6,438	0	0	6,438	0	0	0	6,438	0	6,438	0	0
2050年度	平成62年度	53,939	15,807	38,132	6,532	0	0	6,532	0	0	0	6,532	0	6,532	0	0
2051年度	平成63年度	53,279	15,741	37,538	7,120	0	0	7,120	0	0	0	7,120	0	7,120	0	0
2052年度	平成64年度	52,343	15,879	36,464	7,375	0	0	7,375	0	0	0	7,375	0	7,375	0	0
2053年度	平成65年度	51,564	16,018	35,546	7,573	0	0	7,573	0	0	0	7,573	0	7,573	0	0
2054年度	平成66年度	50,793	16,156	34,637	7,327	0	0	7,327	0	0	0	7,327	0	7,327	0	0
2055年度	平成67年度	50,174	16,294	33,880	7,510	0	0	7,510	0	0	0	7,510	0	7,510	0	0
2056年度	平成68年度	49,293	16,434	32,859	7,404	0	0	7,404	0	0	0	7,404	0	7,404	0	0
2057年度	平成69年度	48,558	16,572	31,986	7,284	0	0	7,284	0	0	0	7,284	0	7,284	0	0
2058年度	平成70年度	47,833	16,712	31,121	7,112	0	0	7,112	0	0	0	7,112	0	7,112	0	0
2059年度	平成71年度	44,257	22,895	21,362	6,895	0	0	6,895	0	0	0	6,895	0	6,895	0	0
計		3,322,083	916,056	2,402,188	441,660	0	1,532	400,242	27,533	12,353		441,753	27,533	414,220	0	0

(注1)新たな資産形成に係る部分の支出には、建設期間中に係る一般管理費及び利息が含まれる。
(注2)平成18年度から平成27年度までは実績値を、平成28年度は実績見込値を記載している。
(注3)端数処理の関係上、計が合わないことがある。

一般国道２８号、３０号及び３１７号に関する事業

平成２９年３月

本州四国連絡高速道路株式会社

１　高速道路の路線名

（１）

イ　路線名　一般国道２８号（神戸淡路鳴門自動車道）

ロ　区　間　兵庫県神戸市西区見津が丘四丁目から徳島県鳴門市撫養町木津字原山まで

（２）

イ　路線名　一般国道３０号（瀬戸中央自動車道）

ロ　区　間　岡山県都窪郡早島町大字早島字唐戸から香川県坂出市川津町まで

（３）

イ　路線名　一般国道３１７号（西瀬戸自動車道）

ロ　区　間　愛媛県今治市矢田字管ヶ谷から同市吉海町名まで、同市宮窪町宮窪から広島県尾道市瀬戸田町荻字宝仙原まで及び同市因島洲江町字深久保から同市高須町字オケク保まで

２　新設又は改築に係る工事の内容

別紙一１　本州四国連絡高速道路株式会社が管理する高速道路に係る高速道路利便増進事業に関する計画（スマート IC）に関する工事の内容

３　収支予算の明細

別紙－２　収支予算の明細

４　料金の額及びその徴収期間

別紙－３　料金の額及びその徴収期間

（別紙－１）

本州四国連絡高速道路株式会社が管理する高速道路に係る

高速道路利便増進事業に関する計画（スマートIC）に関する

工事の内容

工事の内容

（1） 工事予算

1,351 百万円（消費税込み）

（2） 個別箇所に関する工事の内容

個別箇所に関する工事の内容は、下記のとおりとする。ただし、工事予算については、（1）工事予算の内数である。また、工事完成後は精算額としている。

（イ） 路線名	（ロ） 工事の箇所	（ハ）工事方法 他の道路との接続位置及び接続の方法			（ニ） 工事の着手及び完成の予定年月日		（ホ） 工事予算 （消費税込み）	備考
		他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	工事の着手年月日	工事の完成予定年月日		
一般国道28号（本州四国連絡道路（神戸・鳴門ルート））	兵庫県洲本市	市道中川原スマートインター東線（仮称）・同西線（仮称）	兵庫県洲本市	立体接続	平成25年 7月1日	平成30年 3月31日	1，351百万円	本線 直結型

（別紙－２）

【会社の収支予算の明細】

全国路線網（一般国道28号（本州四国連絡道路（神戸・鳴門ルート））等）

［ 百万円（消費税込み） ］

		新たな資産形成に係らない部分			新たな資産形成に係る部分											
		収入	支出	収支差	収入		支出(注1)					債務				
												機構への引き渡し債務				
												有利子借入金				
		料金収入	計画管理費	貸付料支払い	有利子借入金	無利子借入金等	新設・改築費等	修繕費等	更新費等	災害復旧費	債務残高（期首）		特定更新等工事に係る債務	その他の債務	社会資本借入金	無利子借入金
2006年度	平成18年度	78,335	16,482	60,704	2,850	0	0	2,680	0	0	0	1,135	0	1,135	0	0
2007年度	平成19年度	78,320	16,940	60,308	4,700	0	0	3,808	0	0	1,715	4,509	0	4,509	0	0
2008年度	平成20年度	74,240	16,793	56,415	6,200	0	0	5,061	0	0	1,906	4,337	0	4,337	0	0
2009年度	平成21年度	54,268	16,565	37,631	5,200	0	0	5,751	0	0	3,862	5,665	0	5,665	0	0
2010年度	平成22年度	56,375	17,967	38,520	5,300	0	0	4,470	0	0	3,397	5,438	0	5,438	0	0
2011年度	平成23年度	61,954	16,888	45,129	4,500	0	0	3,837	0	16	3,259	4,213	0	4,213	0	0
2012年度	平成24年度	64,828	16,703	48,011	5,300	0	0	5,865	0	72	3,546	3,735	0	3,735	0	0
2013年度	平成25年度	65,990	16,894	48,943	8,400	0	0	9,302	0	226	5,112	8,993	0	8,993	0	0
2014年度	平成26年度	64,811	17,015	47,677	11,195	0	63	10,387	0	0	4,519	11,343	0	11,343	0	0
2015年度	平成27年度	66,967	17,578	49,086	12,281	0	240	11,934	115	99	4,371	12,277	96	12,181	0	0
2016年度	平成28年度	67,290	18,704	48,586	16,697	0	437	6,236	85	11,940	4,375	20,332	104	20,228	0	0
2017年度	平成29年度	57,845	18,140	39,705	15,701	0	792	12,841	2,068	0	740	16,441	2,068	14,373	0	0
2018年度	平成30年度	56,199	18,120	38,079	12,155	0	0	10,545	1,610	0	0	12,155	1,610	10,545	0	0
2019年度	平成31年度	54,695	18,195	36,500	13,791	0	0	11,788	2,003	0	0	13,791	2,003	11,788	0	0
2020年度	平成32年度	52,927	17,963	34,964	12,512	0	0	10,334	2,178	0	0	12,512	2,178	10,334	0	0
2021年度	平成33年度	51,357	17,475	33,882	11,374	0	0	9,223	2,151	0	0	11,374	2,151	9,223	0	0
2022年度	平成34年度	49,807	17,622	32,185	11,006	0	0	8,840	2,166	0	0	11,006	2,166	8,840	0	0
2023年度	平成35年度	48,235	17,328	30,907	11,321	0	0	9,188	2,133	0	0	11,321	2,133	9,188	0	0
2024年度	平成36年度	75,649	17,190	58,459	11,325	0	0	9,105	2,220	0	0	11,325	2,220	9,105	0	0
2025年度	平成37年度	75,169	17,059	58,110	10,859	0	0	8,711	2,148	0	0	10,859	2,148	8,711	0	0
2026年度	平成38年度	74,693	16,936	57,757	10,815	0	0	8,602	2,213	0	0	10,815	2,213	8,602	0	0
2027年度	平成39年度	74,427	16,900	57,527	11,123	0	0	8,926	2,197	0	0	11,123	2,197	8,926	0	0
2028年度	平成40年度	73,756	16,954	56,802	10,956	0	0	8,862	2,094	0	0	10,956	2,094	8,862	0	0
2029年度	平成41年度	73,294	16,867	56,427	10,738	0	0	8,586	2,152	0	0	10,738	2,152	8,586	0	0
2030年度	平成42年度	72,834	16,834	56,000	8,535	0	0	8,535	0	0	0	8,535	0	8,535	0	0
2031年度	平成43年度	71,945	16,986	54,959	6,885	0	0	6,885	0	0	0	6,885	0	6,885	0	0
2032年度	平成44年度	70,678	16,893	53,785	6,944	0	0	6,944	0	0	0	6,944	0	6,944	0	0
2033年度	平成45年度	69,625	16,834	52,791	6,881	0	0	6,881	0	0	0	6,881	0	6,881	0	0
2034年度	平成46年度	68,587	16,977	51,610	6,751	0	0	6,751	0	0	0	6,751	0	6,751	0	0
2035年度	平成47年度	67,749	16,897	50,852	6,676	0	0	6,676	0	0	0	6,676	0	6,676	0	0
2036年度	平成48年度	66,557	16,836	49,721	6,503	0	0	6,503	0	0	0	6,503	0	6,503	0	0
2037年度	平成49年度	65,566	16,869	48,697	6,317	0	0	6,317	0	0	0	6,317	0	6,317	0	0
2038年度	平成50年度	64,587	16,976	47,611	6,484	0	0	6,484	0	0	0	6,484	0	6,484	0	0
2039年度	平成51年度	63,801	16,804	46,997	6,335	0	0	6,335	0	0	0	6,335	0	6,335	0	0
2040年度	平成52年度	62,676	16,960	45,716	6,730	0	0	6,730	0	0	0	6,730	0	6,730	0	0
2041年度	平成53年度	61,741	16,825	44,916	6,697	0	0	6,697	0	0	0	6,697	0	6,697	0	0
2042年度	平成54年度	60,824	16,655	44,169	6,642	0	0	6,642	0	0	0	6,642	0	6,642	0	0
2043年度	平成55年度	60,080	16,448	43,632	6,278	0	0	6,278	0	0	0	6,278	0	6,278	0	0
2044年度	平成56年度	59,022	16,321	42,701	6,533	0	0	6,533	0	0	0	6,533	0	6,533	0	0
2045年度	平成57年度	58,142	16,307	41,835	6,165	0	0	6,165	0	0	0	6,165	0	6,165	0	0
2046年度	平成58年度	57,277	16,074	41,203	6,258	0	0	6,258	0	0	0	6,258	0	6,258	0	0
2047年度	平成59年度	56,577	15,967	40,610	6,470	0	0	6,470	0	0	0	6,470	0	6,470	0	0
2048年度	平成60年度	55,582	15,762	39,820	6,717	0	0	6,717	0	0	0	6,717	0	6,717	0	0
2049年度	平成61年度	54,754	16,030	38,724	6,438	0	0	6,438	0	0	0	6,438	0	6,438	0	0
2050年度	平成62年度	53,939	15,807	38,132	6,532	0	0	6,532	0	0	0	6,532	0	6,532	0	0
2051年度	平成63年度	53,279	15,741	37,538	7,120	0	0	7,120	0	0	0	7,120	0	7,120	0	0
2052年度	平成64年度	52,343	15,879	36,464	7,375	0	0	7,375	0	0	0	7,375	0	7,375	0	0
2053年度	平成65年度	51,564	16,018	35,546	7,573	0	0	7,573	0	0	0	7,573	0	7,573	0	0
2054年度	平成66年度	50,793	16,156	34,637	7,327	0	0	7,327	0	0	0	7,327	0	7,327	0	0
2055年度	平成67年度	50,174	16,294	33,880	7,510	0	0	7,510	0	0	0	7,510	0	7,510	0	0
2056年度	平成68年度	49,293	16,434	32,859	7,404	0	0	7,404	0	0	0	7,404	0	7,404	0	0
2057年度	平成69年度	48,558	16,572	31,986	7,284	0	0	7,284	0	0	0	7,284	0	7,284	0	0
2058年度	平成70年度	47,833	16,712	31,121	7,112	0	0	7,112	0	0	0	7,112	0	7,112	0	0
2059年度	平成71年度	44,257	22,895	21,362	6,895	0	0	6,895	0	0	0	6,895	0	6,895	0	0
計		3,322,083	916,056	2,402,188	441,660	0	1,532	400,242	27,533	12,353		441,753	27,533	414,220	0	0

(注1)新たな資産形成に係る部分の支出には、建設期間中に係る一般管理費及び利息が含まれる。
(注2)平成18年度から平成27年度までは実績値を、平成28年度は実績見込値を記載している。
(注3)端数処理の関係上、計が合わないことがある。

（別紙－３）

〔１〕料金の額

（１）定義

次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

イ　会社

本州四国連絡高速道路株式会社

ロ　三会社

東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社

ハ　六会社

東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社及び会社

ニ　本四道路

１に定める高速道路

ホ　省令

有料道路自動料金収受システムを使用する料金徴収事務の取扱いに関する省令（平成１１年８月２日建設省令第３８号）

ヘ　利用規程

省令第２条第２項の規定に基づき、六会社が定めたＥＴＣシステム利用規程（平成２４年１２月６日）

ト　車載器

利用規程第３条第１号に規定する車載器

チ　ＥＴＣカード

利用規程第３条第１号に規定するＥＴＣカード

リ　ＥＴＣクレジットカード

会社との契約に基づきＥＴＣカードを発行する者から貸与を受けたＥＴＣカード

ヌ　ＥＴＣパーソナルカード

六会社が契約に基づき共同で発行し、貸与するＥＴＣカード

ル　ＥＴＣコーポレートカード

三会社が別に定める約款により大口・多頻度割引の適用に関する契約を三会社のいずれかと締結した利用者が、当該契約に基づいて三会社のいずれかに届出がなされた車載器を備え、かつ、当該車載器に利用するものとして三会社のいずれかから貸与されたＥＴＣカード

ヲ　ＥＴＣシステム

省令第１条に規定する有料道路自動料金収受システム

ワ　ＥＴＣ車

ＥＴＣクレジットカード、ＥＴＣパーソナルカード又はＥＴＣコーポレートカードを使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車（ＥＴＣシステムを利用して無線通信により料金所を通行する自動車に限る。ただし、無線通信による通行を意図するも、事情により無線通信による通行が不可能になった場合には、無線通信による通行の有無にかかわらず、無線通信により通行したものとみなす。）

カ　ＥＴＣ車等

ＥＴＣ車並びに橿石島、岩黒島及び与島又は馬島を通行できるものとして会社が指定した自動車

ヨ　休日

土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）第３条に定める休日

タ　山陽自動車道

高速自動車国道山陽自動車道吹田山口線

レ　高松自動車道

高速自動車国道四国横断自動車道阿南四万十線

（２）料金の額

料金の額は、別表１に掲げる自動車等の種類に応じ、別表２及び別表３に定める料金の額に消費税法（昭和６３年法律第１０８号）及び地方税法（昭和２５年法律第２２６号）に定める消費税額及び地方消費税額に相当する額を加算し、四捨五入により、１０円単位の端数処理を行った後の額とする。

ただし、平成２６年４月１日から平成３６年３月３１日までの間のＥＴＣ車等の料金の額は、別表１に掲げる自動車等の種類に応じ、別表４（当分の間、ＥＴＣ車のうち中型車、大型車又は特大車が休日に走行（本四道路の流入する料金所及び流出する料金所をどちらも休日に通行する一の走行をいう。ただし、山陽自動車道又は高松自動車道から連続して通行する場合は、神戸淡路鳴門自動車道又は瀬戸中央自動車道の流出する料金所を、休日の午前１時（前日が休日の場合は午前０時）から翌午前０時までの間に通行する走行をいう。）する場合は別表６）及び別表５に定める料金の額に消費税法及び地方税法に定める消費税額及び地方消費税額に相当する額を加算し、四捨五入により、１０円単位の端数処理を行った後の額とする。

なお、供用されていない区間に係るものについては、当該区間に係る供用の日から適用する。

（３）通行止めに伴う料金調整

本四道路の料金の額のうち、通行止めによって本四道路の連続した利用が不可能となったことを理由として通行止め区間を迂回する経路の起点となるインターチェンジで途中流出を行い、当該迂回経路の終点となるインターチェンジから流入して再び本四道路を順方向に走行した自動車又は迂回する経路がないため途中流出を行ったインターチェンジから流入して再び本四道路を順方向に走行した自動車が通行止めによる迂回走行の事実を示した場合の料金の額については、再流入後の区間の料金の額から以下の額を控除したものとする。ただし、平成２６年４月１日から平成３６年３月３１日までの間におけるＥＴＣ車等については、以下の額を一律１５０円とする。

車種	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特　大　車
調整額	１００円	１００円	１００円	１５０円	２６０円

（注）　本表において、「軽自動車等」、「普通車」、「中型車」、「大型車」及び「特大車」とあるのは、それぞれ別表１に定めるものをいう。

（４）料金の割引

イ　障害者割引

（イ）割引をする自動車

社会福祉法（昭和２６年法律第４５号）第１４条に基づく福祉に関する事務所（市町村及び特別区が設置したものに限る。）又は当該事務所を設置していない町村において、身体障害者福祉法（昭和２４年法律第２８３号）第１５条第４項の規定により交付されている身体障害者手帳又は療育手帳制度要綱（昭和４８年９月２７日厚生省発児第１５６号厚生事務次官通知「療育手帳制度について」別紙）の定めるところにより交付されている療育手帳（以下「手帳」という。）に、以下の①又は②の要件を満たすものとして、会社が別に定めるところにより事前に自動車登録番号又は車両番号等必要事項の記載の手続がなされた自動車。

①　手帳の交付を受けている者が、手帳を携行して自ら運転する自動車のうち日常生活の用に供され、本人又はその親族等が所有する自動車（営業用の自動車を除く。）で、会社が別に定めるもの。

②　手帳の交付を受けている者のうち、重度の障害を持つ者として身体障害者福祉法施行規則（昭和２５年厚生省令第１５号）別表第５号に定める障害の等級又は「療育手帳制度の実施について（昭和４８年９月２７日児発第７２５号厚生省児童家庭局長通知）」の第三に定める障害の程度に基づき会社が別に定める者（以下「重度障害者」という。）が手帳を携行して乗車し、その移動のために本人以外の者が運転する自動車のうち日常生活の用に供され、当該重度障害者又はその親族等が所有する（これらの者がこれらの自動車を所有していない場合にあっては、当該重度障害者を継続して日常的に介護している者が所有する）自動車（営業用の自動車を除く。）

で、会社が別に定めるもの。

なお、上記自動車がＥＴＣシステムを利用して無線通信により料金所を通行し、通行料金の納付を行おうとする場合は、会社が別に定めるところにより事前に登録がなされたＥＴＣクレジットカード又はＥＴＣパーソナルカードと車載器をともに使用する場合に限る。

（ロ）割引率

割引率は５０パーセント以下とする。

ロ　大口・多頻度割引

（イ）割引をする自動車

ＥＴＣコーポレートカードを使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車（ＥＴＣシステムを利用して無線通信により料金所を通行する自動車に限る。ただし、無線通信による通行を意図するも、事情により無線通信による通行が不可能となった場合には、無線通信による通行の有無にかかわらず、無線通信により通行したものとみなす。）。

（ロ）割引率

本四道路を通行する利用者の自動車１台ごとの月間利用額に対し、次表の割引率を適用する。

月間利用額	割引率
１万円を超え、５万円までの部分	６．９パーセント
５万円を超える部分	１３．８パーセント

ただし、割引率を乗じて得た割引額に１円未満の端数が生じる場合は、割引額を１円単位に切り捨てる。

なお、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構（以下「機構」という。）への貸付料の支払いに支障のない範囲で割引率を期間を定めて変更する場合には、事前に国土交通大臣に届出する。

ハ　回数券割引

（イ）割引をする自動車等

別表１に定める軽車両等

（ロ）割引率

割引率は２０パーセント以下とする。ただし、自転車については、学校教育法（昭和２２年法律第２６号）第１条、第１２４条及び第１３４条に規定する学校並びにその他の学校で会社が指定するものに在学する者が通学のため通行する場合にあっては、５０パーセント以下とする。

二　特定車割引

（イ）割引をする自動車等

次の①又は②の要件を満たす自動車等

①　香川県坂出市櫃石、同市岩黒又は同市与島町に住居等を有する者（以下「三島島民」という。）が使用すると会社が認めて指定する自動車及び三島島民に対し介護、福祉又は医療サービスを提供する事業者が当該サービスを提供するために運行の用に供すると会社が認めて指定する自動車のうち、会社が指定する方法により櫃石島管理用出入路、岩黒島管理用出入路及び与島管理用出入路若しくは与島パーキングエリアの相互区間、櫃石島管理用出入路、岩黒島管理用出入路若しくは与島管理用出入路から児島インターチェンジまでの区間又は櫃石島管理用出入路、岩黒島管理用出入路若しくは与島管理用出入路から坂出北インターチェンジまでの区間を通行するもの。

②　愛媛県今治市馬島に住居等を有する者（以下「馬島島民」という。）が使用すると会社が認めて指定する自動車等及び馬島島民に対し介護、福祉又は医療サービスを提供する事業者が当該サービスを提供するために運行の用に供すると会社が認めて指定する自動車等のうち、会社が指定する方法により馬島管理用出入路から今治北インターチェンジまでの区間又は馬島管理用出入路から大島南インターチェンジ

までの区間を通行するもの。

（ロ）割引率

割引率は３５パーセントとする。ただし、割引率を乗じて得た割引額に１円未満の端数が生じる場合は、割引額を１円単位に切り上げる。

ホ　ＥＴＣ前納割引

（イ）割引をする自動車

ＥＴＣクレジットカード（三会社、首都高速道路株式会社及び阪神高速道路株式会社が別に定めるところにより、車載器とともに本割引の適用を受けるための三会社、首都高速道路株式会社及び阪神高速道路株式会社への登録及び料金の前払いがなされている場合に限る。）を使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車。

（ロ）割引率

利用可能額	料金（前払金）	割引率
１０，５００円	１０，０００円	約5パーセント
５８，０００円	５０，０００円	約１４パーセント

ヘ　路線バス割引

（イ）割引をする自動車

大口・多頻度割引の適用を受ける路線バス（道路運送法（昭和２６年法律第１８３号）第４条の規定により許可を受けた一般乗合旅客自動車運送事業をいう。ただし、定期観光バスを除く。以下同じ。）で、１の路線名及び区間ごとに設置されたバス停留所の概ね８０パーセント以上に停車する自動車。ただし、路線バスで櫃石島管理用出入路、岩黒島管理用出入路及び与島管理用出入路若しくは与島パーキングエリアの相互区間、櫃石島管理用出入路、岩黒島管理用出入路若しくは与島管理用出入路から児島インターチェンジまでの区間又は櫃石島管理用出入路、岩黒島管理用出入路若しくは与島管理用出入路から坂出北インターチェンジまでの区間を通行する場合には会社が指定する方法により通行する自動車。

（ロ）割引率

割引率は３０パーセントとする。

ト　マイレージ割引

（イ）割引をする自動車

ＥＴＣクレジットカード又はＥＴＣパーソナルカード（いずれも会社が別に定めるところにより、本割引の適用を受けるための会社への登録がなされている場合に限る。以下「マイレージ割引対象カード」という。）を使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車（ＥＴＣシステムを利用して無線通信により料金所を通行する自動車に限る。ただし、無線通信による通行を意図するも、事情により無線通信による通行が不可能になった場合には、無線通信による通行の有無にかかわらず、無線通信により通行したものとみなす。以下「マイレージ割引対象車」という。）。

（ロ）割引率等

①　ポイントの付与

料金の額１０円ごとに１ポイントを会社が別に定めるところにより付与するものとする。

②　ポイントによる割引

会社が別に定める期間内にマイレージ割引対象カードごとに付与されたポイントの累計数に応じて、次表に掲げる額を還元する。

ポイントの累計数	還元額
１，０００ポイント	５００円分
３，０００ポイント	２，５００円分
５，０００ポイント	５，０００円分

③　弾力的なポイントの付与及び割引

①及び②に定めるほか、機構への貸付料の支払いに支障のない範囲で、弾力的にポイントの付与又はポイントによる割引を変更する場合には、事前に国土交通大臣に届出する。

④　経過措置

平成２６年3月３１日以前に付与されたポイントのうち、平成２６年４月１日時点で保有する有効期間内のポイントの累積数に、当該ポイントの累積数の７倍のポイントを別途付与する。また、平成２６年3月３１日以前の走行に対して平成２６年４月１日以降に付与するポイントに、当該ポイントの７倍のポイントを別途付与する。

チ　休日割引

（イ）割引をする自動車

休日（1月2日及び1月3日を含む。）及び平成２６年４月２８日に本四道路の流入する料金所又は流出する料金所を通行するＥＴＣ車のうち、軽自動車等及び普通車。

ただし、山陽自動車道又は高松自動車道から連続して通行する場合は、神戸淡路鳴門自動車道又は瀬戸中央自動車道の流出する料金所を、休日（1月2日及び1月3日を含む。）及び平成２６年４月２８日の午前０時から翌午前１時までの間に通行するもの。

（ロ）割引額

通行する区間に応じ、（２）ただし書の料金の額から、別表７の割引適用後料金に消費税法及び地方税法に定める消費税額及び地方消費税額に相当する額を加算し、四捨五入により１０円単位の端数処理を行った額を差し引いた額。ただし、算出した割引額が０円を下回る場合は、割引額は０円とする。また、（３）ただし書の料金調整が行われたことにより、料金調整後の料金が割引額を下回る場合は、割引後の料金は０円とする。

（ハ）実施期間

平成 26 年４月１日から平成 36 年３月 31 日まで

リ　平日朝夕割引

（イ）割引をする自動車

マイレージ割引対象車のうち、軽自動車等及び普通車。

（ロ）割引額

①　月間適用回数に応じた還元額

マイレージ割引対象カードごとに、③に定める月間適用回数に応じて次表に定める額を、会社が別に定めるところにより還元する。

月間適用回数	還元額
５～９回	②の割引対象走行ごとに、通行する区間に応じ、（２）ただし書の料金の額から（２）本文の料金の額に５０％を乗じた額（１０円未満の端数が生じた場合は、四捨五入により１０円単位とする。）を差し引いた額に、０．６を乗じた額（１０円未満の端数が生じた場合は、四捨五入により１０円単位とする。）。ただし、０円を下回る場合は、０円とする。
10 回以上	②の割引対象走行ごとに、通行する区間に応じ、（２）ただし書の料金の額から（２）本文の料金の額に５０％を乗じた額（１０円未満の端数が生じた場合は、四捨五入により１０円単位とする。）を差し引いた額。ただし、０円を下回る場合は、０円とする。

② 割引対象走行

休日以外の日の午前６時から午前９時まで（以下「朝時間帯」という。）又は午後５時から午後８時まで（以下「夕時間帯」という。）の間に、本四道路の流入する料金所又は流出する料金所を通行するもの。

ただし、山陽自動車道又は高松自動車道から連続して通行する場合は、神戸淡路鳴門自動車道又は瀬戸中央自動車道の流出する料金所を、午前 6 時から午前１０時まで（朝時間帯）又は午後５時から午後９時まで（夕時間帯）の間に通行するもの。

③ 月間適用回数

マイレージ割引対象カードごとの②の割引対象走行の月間累計回数。ただし、一の朝時間帯又は夕時間帯に複数回の②の割引対象走行がある場合は、割引対象走行回数にかかわらず、①の判定をするための適用回数は１回とし、１日２回（朝時間帯１回、夕時間帯１回）を上限とする。

（ハ）実施期間

平成 26 年４月１日から平成 36 年３月 31 日まで

ヌ 本州四国連絡高速道路企画割引

機構への貸付料の支払いに支障のない範囲で、かつ公正妥当なものである場合には、以下のとおり割引を実施することができる。

（イ）割引をする自動車等

個々の企画割引ごとに企画内容に合わせて適宜設定する。

（ロ）割引率等

個々の企画割引ごとに企画内容に合わせて割引率、割引額又は料金の額を適宜設定する。

（ハ）実施期間

実施期間は企画割引ごとに適宜設定する。

（ニ）適用区間

適用区間については、地域の振興、利用者の利便性又は利用増進に資するものとし、企画割引ごとに適宜設定する。

（ホ）事前の届出

個々の企画割引ごとに上記（イ）から（ニ）までの詳細について、事前に国土交通大臣に届出する。

ル 有料道路の料金に係る社会実験に関する割引

本四道路において、社会実験として以下のとおり料金割引又は料金設定が実施できるものとする。

（イ）割引をする自動車等

本四道路の料金に係る社会実験に参加する自動車等

（ロ）割引率等

個々の社会実験ごとに実験内容に合わせて割引率又は料金の額を適宜設定する。

（ハ）実施する期間

個々の社会実験ごとに実験内容に合わせて適用する期間を限定する。

（ニ）適用区間

個々の社会実験ごとに実験内容に合わせて適用する区間を限定する。

（ホ）事前の届出

個々の社会実験ごとに上記（イ）から（ニ）までの詳細について、事前に国土交通大臣に届出する。

ヲ 割引相互間の適用関係

（イ）障害者割引を受ける自動車に重複して適用される割引は、マイレージ割引又はＥＴＣ

前納割引に限るものとし、障害者割引を適用した後の金額に対してマイレージ割引又はＥＴＣ前納割引を適用する。

（ロ）休日割引、平日朝夕割引、路線バス割引、大口･多頻度割引、ＥＴＣ前納割引又はマイレージ割引の適用の順は次のとおりとし、適用の同一順内の割引は重複適用しない。

適用の順	割引の種類
１	休日割引、平日朝夕割引
２	路線バス割引
３	大口･多頻度割引、ＥＴＣ前納割引、マイレージ割引

（ハ）一の通行が、休日割引と平日朝夕割引の両方の割引適用条件に該当する自動車の場合、休日割引を当該自動車に適用する。

（ニ）障害者割引を受けることができる自動車が休日割引を受けようとする場合、割引適用後の通行料金が低い額となる割引のみを当該自動車に適用する。

〔２〕消費税及び地方消費税の取扱い

〔１〕に掲げる消費税及び地方消費税の取扱いについて、事前に国土交通大臣に届出を行うことで、切捨てにより１０円単位の端数処理を行うことができる。

〔３〕料金の徴収期間

平成１８年４月１日から平成７２年３月８日までとする。

〔４〕実施時期

〔１〕に掲げる事項は平成２６年４月１日から実施することとし、それまでの間は従前のとおりとする。

別表１　自動車等の種類

車種区分	自動車等の種類	摘　　要
軽自動車等	イ　軽自動車	道路運送車両法（昭和26年法律第185号。以下「法」という。）第3条に規定する軽自動車をいう。
	ロ　小型特殊自動車	法第3条に規定する小型特殊自動車をいう。
	ハ　小型二輪自動車	法第3条に規定する小型自動車のうち、二輪自動車（側車付二輪自動車を含む。）であるものをいう。
普通車	ニ　小型自動車	法第3条に規定する小型自動車（ハに該当するものを除く。）をいい、人の運送の用に供するものにあっては、乗車定員が10人以下のものをいう。
	ホ　普通乗用自動車	法第3条に規定する普通自動車で、人の運送の用に供する乗車定員が10人以下のものをいう。
	ヘ　けん引自動車が軽自動車等である連結車両	けん引するための構造及び装置を有する自動車（以下「けん引自動車」という。）のうち、イ又はロに該当するものとけん引されるための構造及び装置を有する自動車（以下「被けん引自動車」という。）との連結車両で、被けん引車両の車軸数が1のものをいう。
中型車	ト普通貨物自動車 （車両総重量8トン未満かつ最大積載量5トン未満のもので3車軸以下のもの）	法第3条に規定する普通自動車で、貨物の運送の用に供するもの（以下「普通貨物自動車」という。）のうち、車両総重量8トン未満かつ最大積載量5トン未満のもので車軸数の合計が3以下のもの（チ又はルに該当するものを除く。）又は被けん引自動車を連結していないセミトレーラ用トラクタで車軸数の合計が2のものをいう。
	チ　乗合型自動車 （乗車定員11人以上29人以下のもので車両総重量8トン未満のもの）	法第3条に規定する普通自動車で、人の運送の用に供するもの（乗車定員10人以下のものを除く。以下「乗合型自動車」という。）のうち、乗車定員が29人以下のもので車両総重量8トン未満のものをいう。
	リ　けん引自動車が軽自動車等または普通車である連結車両	イ又はロに該当するけん引自動車と2車軸以上の被けん引自動車との連結車両及びニ又はホに該当するけん引自動車と1車軸の被けん引自動車との連結車両をいう
大型車	ヌ　普通貨物自動車 （車両総重量8トン以上又は最大積載量5トン以上のもので3車軸以下のもの及び車両総重量25トン以下のもので4車軸のもの）	普通貨物自動車のうち、車両総重量8トン以上又は最大積載量5トン以上のもので車軸数の合計が3以下のもの（トに該当するものを除く。）及び車両総重量が車両の通行の許可の手続等を定める省令（昭和36年建設省令第28号）第1条の表に掲げる限度以下、かつ、長さ等が車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第1項第1号から第5号まで（第2号イを除く。）に定める限度以下で車軸数の合計が4のもの（ヲに該当するものを除く。）並びに被けん引自動車を連結していないセミトレーラ用トラクタで車軸数の合計が3のものをいう。
	ル　乗合型自動車 （路線を定めて定期に運行するもの等）	乗合型自動車で、乗車定員が30人以上のもの又は車両総重量8トン以上のもののうち、道路運送法（昭和26年法律第183号）第4条の規定による許可を受けて同法第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業を経営する者であって当該許可に係る路線を定期に運行するもの若しくはこれに類するものとして本州四国連絡高速道路株式会社が認めたもの及び同法第3条第1号ロに掲げる一般貸切旅客自動車運送事業を経営する者が同法第21条第2号の規定による許可を受けて当該許可に係る路線を運行するもの並びに車両総重量8トン以上のもののうち、乗車定員が29人以下のもので車両の長さ9メートル未満のものをいう。
	ヲ　けん引自動車が普通車、中型車又は大型車（2車軸のもの）である連結車両	ニ又はホに該当するけん引自動車と2車軸以上の被けん引自動車との連結車両、ト又はチに該当するけん引自動車と1車軸の被けん引自動車との連結車両及びヌ又はルに該当する2車軸のけん引自動車と1車軸の被けん引自動車との連結車両をいう。
特大車	ワ　普通貨物自動車 （4車軸以上のもの）	普通貨物自動車で車軸数の合計が4以上のもの（ヌに該当するものを除く。）をいう。
	カ　大型特殊自動車	法第3条に規定する大型特殊自動車でポール・トレーラ以外のものをいう。
	ヨ　乗合型自動車 （その他）	乗合型自動車で乗車定員が30人以上のもの又は車両総重量8トン以上のもの（ルに該当するものを除く。）をいう。
	タ　連結車両 （その他）	けん引自動車と被けん引自動車との連結車両（ヘ、リ及びヲに該当するものを除く。）をいう。
軽車両等	レ　自転車	道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第11号の2に掲げる自転車をいう。
	ソ　軽車両	法第2条第4項に規定する軽車両をいう。
	ツ　原動機付自転車	法第2条第3項に規定する原動機付自転車をいう。

別表2　料金の額（通行1回当たり：単位　円）

（1）　神戸淡路鳴門自動車道（神戸西インターチェンジ・鳴門インターチェンジ）

（軽自動車等）

												神戸西
											布施畑	190.477
										垂水	142.858	285.715
									淡路、 淡路SA	1,761.905	1,857.143	1,952.381
								東浦	190.477	1,904.762	2,000.000	2,095.239
							北淡	285.715	380.953	2,095.239	2,190.477	2,285.715
						津名一宮	285.715	476.191	619.048	2,333.334	2,380.953	2,523.810
					中川原 スマート	238.096	476.191	666.667	809.524	2,476.191	2,571.429	2,714.286
				洲本	142.858	333.334	571.429	761.905	904.762	2,571.429	2,666.667	2,761.905
			西淡三原	285.715	380.953	571.429	761.905	1,000.000	1,095.239	2,809.524	2,904.762	3,000.000
		淡路島南	285.715	476.191	571.429	761.905	1,000.000	1,190.477	1,285.715	3,000.000	3,095.239	3,190.477
	鳴門北	857.143	1,095.239	1,285.715	1,380.953	1,571.429	1,761.905	2,000.000	2,095.239	3,809.524	3,904.762	4,000.000
鳴門	238.096	1,047.620	1,238.096	1,476.191	1,523.810	1,714.286	1,952.381	2,142.858	2,285.715	3,952.381	4,047.620	4,142.858

（普通車）

												神戸西
											布施畑	238.096
										垂水	190.477	333.334
									淡路、 淡路SA	2,190.477	2,333.334	2,476.191
								東浦	238.096	2,380.953	2,476.191	2,619.048
							北淡	333.334	476.191	2,619.048	2,714.286	2,857.143
						津名一宮	380.953	619.048	761.905	2,904.762	3,000.000	3,142.858
					中川原 スマート	333.334	619.048	857.143	1,000.000	3,095.239	3,238.096	3,380.953
				洲本	190.477	428.572	714.286	952.381	1,095.239	3,238.096	3,333.334	3,476.191
			西淡三原	333.334	476.191	714.286	952.381	1,238.096	1,380.953	3,476.191	3,619.048	3,761.905
		淡路島南	333.334	619.048	714.286	952.381	1,238.096	1,476.191	1,619.048	3,761.905	3,857.143	4,000.000
	鳴門北	1,095.239	1,333.334	1,619.048	1,714.286	1,952.381	2,238.096	2,476.191	2,619.048	4,761.905	4,857.143	5,000.000
鳴門	285.715	1,285.715	1,571.429	1,809.524	1,952.381	2,142.858	2,428.572	2,666.667	2,857.143	4,952.381	5,047.620	5,190.477

（中型車）

												神戸西
											布施畑	285.715
										垂水	238.096	380.953
									淡路、 淡路SA	2,666.667	2,761.905	2,952.381
								東浦	285.715	2,857.143	2,952.381	3,142.858
							北淡	380.953	571.429	3,142.858	3,285.715	3,428.572
						津名一宮	428.572	761.905	904.762	3,476.191	3,619.048	3,761.905
					中川原 スマート	380.953	714.286	1,000.000	1,190.477	3,761.905	3,857.143	4,047.620
				洲本	238.096	523.810	857.143	1,142.858	1,333.334	3,857.143	4,000.000	4,190.477
			西淡三原	428.572	571.429	809.524	1,190.477	1,476.191	1,666.667	4,190.477	4,333.334	4,476.191
		淡路島南	380.953	714.286	857.143	1,142.858	1,476.191	1,761.905	1,952.381	4,476.191	4,619.048	4,809.524
	鳴門北	1,333.334	1,619.048	1,952.381	2,047.620	2,333.334	2,666.667	2,952.381	3,142.858	5,714.286	5,809.524	6,000.000
鳴門	333.334	1,571.429	1,857.143	2,190.477	2,333.334	2,571.429	2,904.762	3,238.096	3,380.953	5,952.381	6,095.239	6,238.096

（大型車）

												神戸西
											布施畑	380.953
										垂水	333.334	571.429
									淡路、 淡路SA	3,666.667	3,809.524	4,047.620
								東浦	380.953	3,904.762	4,095.239	4,333.334
							北淡	571.429	809.524	4,333.334	4,476.191	4,714.286
						津名一宮	619.048	1,047.620	1,285.715	4,761.905	4,952.381	5,190.477
					中川原 スマート	523.810	1,000.000	1,380.953	1,619.048	5,142.858	5,333.334	5,571.429
				洲本	333.334	714.286	1,190.477	1,571.429	1,809.524	5,333.334	5,523.810	5,714.286
			西淡三原	571.429	761.905	1,142.858	1,619.048	2,000.000	2,285.715	5,761.905	5,952.381	6,190.477
		淡路島南	571.429	1,000.000	1,190.477	1,571.429	2,000.000	2,428.572	2,666.667	6,190.477	6,333.334	6,571.429
	鳴門北	1,809.524	2,238.096	2,666.667	2,857.143	3,190.477	3,666.667	4,095.239	4,333.334	7,857.143	8,000.000	8,238.096
鳴門	476.191	2,142.858	2,571.429	3,000.000	3,190.477	3,571.429	4,000.000	4,428.572	4,666.667	8,190.477	8,333.334	8,571.429

（特大車）

												神戸西
											布施畑	619.048
										垂水	523.810	904.762
									淡路、 淡路SA	6,571.429	6,857.143	7,238.096
								東浦	666.667	7,000.000	7,285.715	7,666.667
							北淡	904.762	1,333.334	7,666.667	7,952.381	8,333.334
						津名一宮	1,047.620	1,714.286	2,142.858	8,428.572	8,761.905	9,142.858
					中川原 スマート	857.143	1,619.048	2,333.334	2,714.286	9,047.620	9,333.334	9,761.905
				洲本	571.429	1,142.858	1,952.381	2,619.048	3,047.620	9,380.953	9,666.667	10,047.620
			西淡三原	1,000.000	1,285.715	1,904.762	2,666.667	3,380.953	3,761.905	10,095.239	10,380.953	10,761.905
		淡路島南	904.762	1,666.667	1,952.381	2,571.429	3,380.953	4,047.620	4,476.191	10,761.905	11,095.239	11,476.191
	鳴門北	3,238.096	3,904.762	4,666.667	4,952.381	5,571.429	6,380.953	7,047.620	7,476.191	13,761.905	14,095.239	14,476.191
鳴門	809.524	3,809.524	4,476.191	5,238.096	5,523.810	6,142.858	6,904.762	7,619.048	8,000.000	14,333.334	14,619.048	15,000.000

（2） 瀬戸中央自動車道（早島インターチェンジ・坂出インターチェンジ間）

（軽自動車等）

					早島
				水島	238.096
			児島	333.334	476.191
		与島PA	1,190.477	1,428.572	1,619.048
	坂出北	1,428.572	2,666.667	2,904.762	3,095.239
坂出		1,523.810	2,714.286	2,952.381	3,142.858

（普通車）

					早島
				水島	333.334
			児島	380.953	619.048
		与島PA	1,523.810	1,809.524	2,047.620
	坂出北	1,809.524	3,333.334	3,619.048	3,857.143
坂出		1,857.143	3,380.953	3,714.286	3,904.762

（中型車）

					早島
				水島	380.953
			児島	476.191	761.905
		与島PA	1,809.524	2,190.477	2,476.191
	坂出北	2,190.477	4,000.000	4,333.334	4,619.048
坂出		2,238.096	4,095.239	4,428.572	4,714.286

（大型車）

					早島
				水島	523.810
			児島	619.048	1,000.000
		与島PA	2,523.810	3,000.000	3,380.953
	坂出北	3,000.000	5,476.191	5,952.381	6,333.334
坂出		3,095.239	5,619.048	6,095.239	6,476.191

（特大車）

					早島
				水島	857.143
			児島	1,047.620	1,714.286
		与島PA	4,523.810	5,333.334	5,952.381
	坂出北	5,380.953	9,904.762	10,714.286	11,380.953
坂出		5,619.048	10,142.858	10,952.381	11,571.429

（3） 西瀬戸自動車道（今治インターチェンジ・西瀬戸尾道インターチェンジ間）

（軽自動車等）

				生口島北
			因島南	285.715
		因島北		
	向島	523.810		809.524
西瀬戸尾道	238.096	714.286		1,000.000

			大島北
		伯方島	380.953
	大三島	333.334	666.667
生口島南	619.048	857.143	1,190.477

		今治
	今治北	
大島南	1,285.715	1,428.572

（普通車）

			因島南	生口島北
		因島北		
	向島	666.667		1,047.620
西瀬戸尾道	285.715	857.143		1,238.096

		伯方島	大島北
	大三島	428.572	809.524
生口島南	761.905	1,095.239	1,476.191

	今治北	今治
大島南	1,619.048	1,761.905

（中型車）

			因島南	生口島北
		因島北		
	向島	809.524		1,238.096
西瀬戸尾道	333.334	1,047.620		1,476.191

		伯方島	大島北
	大三島	476.191	1,000.000
生口島南	904.762	1,285.715	1,761.905

	今治北	今治
大島南	1,952.381	2,142.858

（大型車）

			因島南	生口島北
		因島北		
	向島	1,142.858		1,714.286
西瀬戸尾道	476.191	1,428.572		2,000.000

		伯方島	大島北
	大三島	666.667	1,380.953
生口島南	1,238.096	1,761.905	2,428.572

	今治北	今治
大島南	2,666.667	2,904.762

（特大車）

			因島南	生口島北
		因島北		
	向島	2,000.000		3,047.620
西瀬戸尾道	761.905	2,523.810		3,523.810

		伯方島	大島北
	大三島	1,190.477	2,380.953
生口島南	2,190.477	3,142.858	4,333.334

	今治北	今治
大島南	4,809.524	5,238.096

（軽車両等）

区間	来島海峡第三大橋	来島海峡第一・第二大橋	伯方・大島大橋	大三島橋	多々羅大橋	生口橋	因島大橋
料金の額	95.239	95.239	47.620	47.620	95.239	47.620	47.620

（注１）「軽車両等」については、来島海峡第三大橋（愛媛県今治市砂場町二丁目地先から同市馬島まで）、来島海峡第一・第二大橋（愛媛県今治市馬島から同市吉海町椋名まで）、伯方・大島大橋（愛媛県今治市宮窪町宮窪から同市伯方町有津まで）、大三島橋（愛媛県今治市伯方町伊方から同市上浦町瀬戸まで）、多々羅大橋（愛媛県今治市上浦町井口から広島県尾道市瀬戸田町垂水まで）、生口橋（広島県尾道市因島洲江町字白馬口から同市因島田熊町字西浦まで）及び因島大橋（広島県尾道市因島大浜町字大立場から同市向島町立花字大下まで）を料金の徴収区間とする。

（注２）神戸西、布施畑又は垂水から淡路ＳＡを経由して神戸西、布施畑又は垂水までの区間を通行する自動車及び東浦、北淡、津名一宮、中川原スマート、洲本、西淡三原、淡路島南、鳴門北又は鳴門から淡路ＳＡを経由して東浦、北淡、津名一宮、中川原スマート、洲本、西淡三原、淡路島南、鳴門北又は鳴門までの区間を通行する自動車については、淡路ＳＡまでの料金の額に淡路ＳＡからの料金の額を加算するものとする。

（注３）早島、水島又は児島から与島ＰＡを経由して早島、水島又は児島までの区間を通行する自動車及び坂出北又は坂出から与島ＰＡを経由して坂出北又は坂出までの区間を通行する自動車については、与島ＰＡまでの料金の額に与島ＰＡからの料金の額を加算するものとする。

別表3　料金の額（通行1回当たり：単位　円）

（1）　瀬戸中央自動車道（早島インターチェンジ・坂出インターチェンジ間）

（軽自動車等）

							早島
						水島	
					児島		
				櫃石島	428.572	666.667	857.143
			岩黒島	380.953	809.524	1,047.620	1,238.096
		与島、 与島PA	380.953	761.905	1,190.477	1,428.572	1,619.048
	坂出北	1,428.572	1,857.143	2,190.477			
坂出		1,523.810	1,904.762	2,285.715			

（普通車）

							早島
						水島	
					児島		
				櫃石島	571.429	857.143	1,095.239
			岩黒島	476.191	1,000.000	1,285.715	1,523.810
		与島、 与島PA	523.810	952.381	1,523.810	1,809.524	2,047.620
	坂出北	1,809.524	2,333.334	2,761.905			
坂出		1,857.143	2,380.953	2,857.143			

（中型車）

							早島
						水島	
					児島		
				櫃石島	666.667	1,047.620	1,285.715
			岩黒島	523.810	1,190.477	1,571.429	1,857.143
		与島、 与島PA	619.048	1,142.858	1,809.524	2,190.477	2,476.191
	坂出北	2,190.477	2,761.905	3,333.334			
坂出		2,238.096	2,857.143	3,428.572			

（大型車）

							早島
						水島	
					児島		
				櫃石島	904.762	1,428.572	1,809.524
			岩黒島				
		与島、 与島PA		1,571.429	2,523.810	3,000.000	3,380.953
	坂出北	3,000.000		4,571.429			
坂出		3,095.239		4,666.667			

（特大車）

							早島
						水島	
					児島		
				櫃石島	1,666.667	2,476.191	3,095.239
			岩黒島				
		与島、 与島PA		2,904.762	4,523.810	5,333.334	5,952.381
	坂出北	5,380.953		8,285.715			
坂出		5,619.048		8,476.191			

（2） 西瀬戸自動車道（今治インターチェンジ・西瀬戸尾道インターチェンジ間）

（軽自動車等）

			今治
		今治北	
	馬島	619.048	714.286
大島南	666.667		

（普通車）

			今治
		今治北	
	馬島	761.905	904.762
大島南	857.143		

（中型車）

			今治
		今治北	
	馬島	904.762	1,095.239
大島南	1,047.620		

（注１）この表は、櫃石島、岩黒島、与島又は馬島を通行できる自動車として本州四国連絡高速道路株式会社が指定したものについて適用する。

（注２）櫃石島とは香川県坂出市櫃石字大浦通に、岩黒島とは同市岩黒字岩黒に、与島とは同市与島町字西方に、馬島とは愛媛県今治市馬島字カメガウラに、それぞれ設置する管理用出入路をいう。

（注３）早島、水島、児島又は櫃石島から与島ＰＡを経由して櫃石島又は岩黒島までの区間を通行する自動車及び岩黒島から与島ＰＡを経由して岩黒島までの区間を通行する自動車については、与島ＰＡまでの料金の額に与島ＰＡからの料金の額を加算するものとする。

別表4　料金の額（通行1回当たり：単位　円）

（1） 神戸淡路鳴門自動車道（神戸西インターチェンジ・鳴門インターチェンジ）

（軽自動車等）

												神戸西
											布施畑	190.477
										垂水	142.858	285.715
									淡路、 淡路SA	693.024	767.808	866.208
								東浦	190.477	799.296	874.080	972.480
							北淡	285.715	380.953	972.480	1,047.264	1,145.664
						津名一宮	285.715	476.191	619.048	1,171.248	1,246.032	1,344.432
					中川原 スマート	238.096	476.191	666.667	783.696	1,326.720	1,401.504	1,499.904
				洲本	142.858	333.334	571.429	756.144	862.416	1,405.440	1,480.224	1,578.624
			西淡三原	285.715	380.953	571.152	761.905	943.104	1,049.376	1,592.400	1,667.184	1,765.584
		淡路島南	285.715	476.191	571.429	744.336	943.104	1,116.288	1,222.560	1,765.584	1,840.368	1,938.768
	鳴門北	530.208	703.392	890.352	969.072	1,124.544	1,323.312	1,496.496	1,602.768	2,145.792	2,220.576	2,318.976
鳴門	238.096	673.872	847.056	1,034.016	1,112.736	1,268.208	1,466.976	1,640.160	1,746.432	2,289.456	2,364.240	2,462.640

（普通車）

												神戸西
											布施畑	238.096
										垂水	190.477	333.334
									淡路、 淡路SA	828.780	922.260	1,045.260
								東浦	238.096	961.620	1,055.100	1,178.100
							北淡	333.334	476.191	1,178.100	1,271.580	1,394.580
						津名一宮	380.953	614.940	747.780	1,426.560	1,520.040	1,643.040
					中川原 スマート	333.334	592.800	809.280	942.120	1,620.900	1,714.380	1,837.380
				洲本	190.477	428.572	691.200	907.680	1,040.520	1,719.300	1,812.780	1,935.780
			西淡三原	333.334	476.191	676.440	924.900	1,141.380	1,274.220	1,953.000	2,046.480	2,169.480
		淡路島南	333.334	600.180	698.580	892.920	1,141.380	1,357.860	1,490.700	2,169.480	2,262.960	2,385.960
	鳴門北	625.260	841.740	1,075.440	1,173.840	1,368.180	1,616.640	1,833.120	1,965.960	2,644.740	2,738.220	2,861.220
鳴門	285.715	804.840	1,021.320	1,255.020	1,353.420	1,547.760	1,796.220	2,012.700	2,145.540	2,824.320	2,917.800	3,040.800

（中型車）

												神戸西
											布施畑	285.715
										垂水	238.096	380.953
									淡路、 淡路SA	964.536	1,076.712	1,224.312
								東浦	285.715	1,123.944	1,236.120	1,383.720
							北淡	380.953	569.184	1,383.720	1,495.896	1,643.496
						津名一宮	428.572	707.928	867.336	1,681.872	1,794.048	1,941.648
					中川原 スマート	380.953	681.360	941.136	1,100.544	1,915.080	2,027.256	2,174.856
				洲本	238.096	501.288	799.440	1,059.216	1,218.624	2,033.160	2,145.336	2,292.936
			西淡三原	428.572	548.520	781.728	1,079.880	1,339.656	1,499.064	2,313.600	2,425.776	2,573.376
		淡路島南	380.953	690.216	808.296	1,041.504	1,339.656	1,599.432	1,758.840	2,573.376	2,685.552	2,833.152
	鳴門北	720.312	980.088	1,260.528	1,378.608	1,611.816	1,909.968	2,169.744	2,329.152	3,143.688	3,255.864	3,403.464
鳴門	333.334	935.808	1,195.584	1,476.024	1,594.104	1,827.312	2,125.464	2,385.240	2,544.648	3,359.184	3,471.360	3,618.960

（大型車）

												神戸西
											布施畑	352.950
										垂水	304.242	507.192
									淡路、 淡路SA	1,269.987	1,424.229	1,627.179
								東浦	369.186	1,489.173	1,643.415	1,846.365
							北淡	507.192	726.378	1,846.365	2,000.607	2,203.557
						津名一宮	559.959	917.151	1,136.337	2,256.324	2,410.566	2,613.516
					中川原 スマート	470.661	880.620	1,237.812	1,456.998	2,576.985	2,731.227	2,934.177
				洲本	312.360	633.021	1,042.980	1,400.172	1,619.358	2,739.345	2,893.587	3,096.537
			西淡三原	535.605	697.965	1,018.626	1,428.585	1,785.777	2,004.963	3,124.950	3,279.192	3,482.142
		淡路島南	507.192	892.797	1,055.157	1,375.818	1,785.777	2,142.969	2,362.155	3,482.142	3,636.384	3,839.334
	鳴門北	934.179	1,291.371	1,676.976	1,839.336	2,159.997	2,569.956	2,927.148	3,146.334	4,266.321	4,420.563	4,623.513
鳴門	446.307	1,230.486	1,587.678	1,973.283	2,135.643	2,456.304	2,866.263	3,223.455	3,442.641	4,562.628	4,716.870	4,919.820

（特大車）

												神戸西
											布施畑	488.250
										垂水	407.070	745.320
									淡路、淡路SA	2,146.365	2,403.435	2,741.685
								東浦	515.310	2,511.675	2,768.745	3,106.995
							北淡	745.320	1,110.630	3,106.995	3,364.065	3,702.315
						津名一宮	833.265	1,428.585	1,793.895	3,790.260	4,047.330	4,385.580
					中川原スマート	684.435	1,367.700	1,963.020	2,328.330	4,324.695	4,581.765	4,920.015
				洲本	420.600	955.035	1,638.300	2,233.620	2,598.930	4,595.295	4,852.365	5,190.615
			西淡三原	792.675	1,063.275	1,597.710	2,280.975	2,876.295	3,241.605	5,237.970	5,495.040	5,833.290
		淡路島南	745.320	1,387.995	1,658.595	2,193.030	2,876.295	3,471.615	3,836.925	5,833.290	6,090.360	6,428.610
	鳴門北	1,554.255	2,149.575	2,792.250	3,062.850	3,597.285	4,280.550	4,875.870	5,241.180	7,237.545	7,494.615	7,832.865
鳴門	643.845	2,048.100	2,643.420	3,286.095	3,556.695	4,091.130	4,774.395	5,369.715	5,735.025	7,731.390	7,988.460	8,326.710

（2） 瀬戸中央自動車道（早島インターチェンジ・坂出インターチェンジ間）

（軽自動車等）

					早島
				水島	238.096
			児島	333.334	476.191
		与島PA	598.648	807.256	968.632
	坂出北	692.584	1,291.232	1,499.840	1,661.216
坂出		743.752	1,342.400	1,551.008	1,712.384

（普通車）

					早島
				水島	333.334
			児島	380.953	612.480
		与島PA	729.560	990.320	1,192.040
	坂出北	846.980	1,576.540	1,837.300	2,039.020
坂出		910.940	1,640.500	1,901.260	2,102.980

（中型車）

					早島
				水島	380.953
			児島	462.912	704.976
		与島PA	860.472	1,173.384	1,415.448
	坂出北	1,001.376	1,861.848	2,174.760	2,416.824
坂出		1,078.128	1,938.600	2,251.512	2,493.576

（大型車）

					早島
				水島	482.838
			児島	580.254	913.092
		与島PA	1,155.024	1,585.278	1,918.116
	坂出北	1,348.767	2,503.791	2,934.045	3,266.883
坂出		1,454.301	2,609.325	3,039.579	3,372.417

（特大車）

					早島
				水島	704.730
			児島	867.090	1,421.820
		与島PA	2,026.380	2,743.470	3,298.200
	坂出北	2,381.715	4,408.095	5,125.185	5,679.915
坂出		2,557.605	4,583.985	5,301.075	5,855.805

（3） 西瀬戸自動車道（今治インターチェンジ・西瀬戸尾道インターチェンジ間）

（軽自動車等）

				生口島北
			因島南	246.320
		因島北		
	向島	402.096		561.392
西瀬戸尾道	238.096	531.984		691.280

			大島北
		伯方島	321.464
	大三島	323.904	495.368
生口島南	402.040	575.944	747.408

		今治
	今治北	
大島南	687.784	790.120

（普通車）

			因島南	生口島北 270.400
		因島北		
	向島	465.120		664.240
西瀬戸尾道	285.715	627.480		826.600

		伯方島	大島北 364.330
	大三島	367.380	581.710
生口島南	465.050	682.430	896.760

	今治北	今治
大島南	822.230	950.150

（中型車）

			因島南	生口島北 294.480
		因島北		
	向島	528.144		767.088
西瀬戸尾道	333.334	722.976		961.920

		伯方島	大島北 407.196
	大三島	410.856	668.052
生口島南	528.060	788.916	1,046.112

	今治北	今治
大島南	956.676	1,110.180

（大型車）

			因島南	生口島北 348.660
		因島北		
	向島	669.948		998.496
西瀬戸尾道	417.894	937.842		1,266.390

		伯方島	大島北 503.645
	大三島	508.677	862.322
生口島南	669.833	1,028.510	1,382.154

	今治北	今治
大島南	1,259.180	1,470.248

（特大車）

			因島南	生口島北 508.125
		因島北		
	向島	1,065.225		1,639.830
西瀬戸尾道	596.490	1,511.715		2,086.320

		伯方島	大島北 774.540
	大三島	764.010	1,388.550
生口島南	1,078.545	1,692.555	2,317.095

	今治北	今治
大島南	2,158.080	2,509.860

（注１）　神戸西、布施畑又は垂水から淡路ＳＡを経由して神戸西、布施畑又は垂水までの区間を通行する自動車及び東浦、北淡、津名一宮、中川原スマート、洲本、西淡三原、淡路島南、鳴門北又は鳴門から淡路ＳＡを経由して東浦、北淡、津名一宮、中川原スマート、洲本、西淡三原、淡路島南、鳴門北又は鳴門までの区間を通行する自動車については、淡路ＳＡまでの料金の額に淡路ＳＡからの料金の額を加算するものとする。

（注２）　早島、水島又は児島から与島ＰＡを経由して早島、水島又は児島までの区間を通行する自動車及び坂出北又は坂出から与島ＰＡを経由して坂出北又は坂出までの区間を通行する自動車については、与島ＰＡまでの料金の額に与島ＰＡからの料金の額を加算するものとする。

別表5　料金の額（通行1回当たり：単位　円）

（1）　瀬戸中央自動車道（早島インターチェンジ・坂出インターチェンジ間）

（軽自動車等）

							早島
						水島	
					児島		
				櫃石島	270.024	478.632	640.008
			岩黒島	155.664	425.688	634.296	795.672
		与島、 与島PA	172.960	328.624	598.648	807.256	968.632
	坂出北	692.584	865.544	1,021.208			
坂出		743.752	916.712	1,072.376			

（普通車）

							早島
						水島	
					児島		
				櫃石島	318.780	579.540	781.260
			岩黒島	194.580	513.360	774.120	975.840
		与島、 与島PA	216.200	410.780	729.560	990.320	1,192.040
	坂出北	846.980	1,063.180	1,257.760			
坂出		910.940	1,127.140	1,321.720			

（中型車）

							早島
						水島	
					児島		
				櫃石島	367.536	680.448	922.512
			岩黒島	233.496	601.032	913.944	1,156.008
		与島、 与島PA	259.440	492.936	860.472	1,173.384	1,415.448
	坂出北	1,001.376	1,260.816	1,494.312			
坂出		1,078.128	1,337.568	1,571.064			

（大型車）

							早島
						水島	
					児島		
				櫃石島	477.237	907.491	1,240.329
			岩黒島				
		与島、 与島PA		677.787	1,155.024	1,585.278	1,918.116
	坂出北	1,348.767		2,026.554			
坂出		1,454.301		2,132.088			

（特大車）

							早島
						水島	
					児島		
				櫃石島	794.040	1,511.130	2,065.860
			岩黒島				
		与島、 与島PA		1,232.340	2,026.380	2,743.470	3,298.200
	坂出北	2,381.715		3,614.055			
坂出		2,557.605		3,789.945			

（2） 西瀬戸自動車道（今治インターチェンジ・西瀬戸尾道インターチェンジ間）

（軽自動車等）

			今治
		今治北	
	馬島	323.048	425.384
大島南	364.736		

（普通車）

			今治
		今治北	
	馬島	385.060	512.980
大島南	437.170		

（中型車）

			今治
		今治北	
	馬島	447.072	600.576
大島南	509.604		

（注１）この表は、櫃石島、岩黒島、与島又は馬島を通行できる自動車として本州四国連絡高速道路株式会社が指定したものについて適用する。

（注２）櫃石島、岩黒島、与島及び馬島とは別表３（注２）の櫃石島、岩黒島、与島及び馬島をいう。

（注３）早島、水島、児島又は櫃石島から与島ＰＡを経由して櫃石島又は岩黒島までの区間を通行する自動車及び岩黒島から与島ＰＡを経由して岩黒島までの区間を通行する自動車については、与島ＰＡまでの料金の額に与島ＰＡからの料金の額を加算するものとする。

別表6　料金の額（通行1回当たり：単位　円）

（1）　神戸淡路鳴門自動車道（神戸西インターチェンジ・鳴門インターチェンジ）

（中型車）

												神戸西
											布施畑	285.715
										垂水	238.096	380.953
									淡路、淡路SA	1,444.445	1,611.112	1,833.334
								東浦	285.715	1,685.186	1,861.112	2,074.075
							北淡	380.953	571.429	2,074.075	2,250.000	2,462.963
						津名一宮	428.572	761.905	904.762	2,527.778	2,694.445	2,916.667
					中川原スマート	380.953	714.286	1,000.000	1,190.477	2,879.630	3,046.297	3,268.519
				洲本	238.096	523.810	857.143	1,142.858	1,333.334	3,055.556	3,222.223	3,444.445
			西淡三原	428.572	571.429	809.524	1,190.477	1,476.191	1,666.667	3,472.223	3,638.889	3,861.112
		淡路島南	380.953	714.286	857.143	1,142.858	1,476.191	1,761.905	1,952.381	3,861.112	4,027.778	4,250.000
	鳴門北	1,083.334	1,472.223	1,888.889	2,047.620	2,333.334	2,666.667	2,952.381	3,142.858	4,722.223	4,888.889	5,111.112
鳴門	333.334	1,407.408	1,796.297	2,190.477	2,333.334	2,571.429	2,904.762	3,238.096	3,380.953	5,046.297	5,212.963	5,435.186

（大型車）

												神戸西
											布施畑	380.953
										垂水	333.334	571.429
									淡路、淡路SA	1,907.408	2,138.889	2,444.445
								東浦	380.953	2,240.741	2,462.963	2,768.519
							北淡	571.429	809.524	2,768.519	3,000.000	3,305.556
						津名一宮	619.048	1,047.620	1,285.715	3,388.889	3,611.112	3,916.667
					中川原スマート	523.810	1,000.000	1,380.953	1,619.048	3,861.112	4,101.852	4,407.408
				洲本	333.334	714.286	1,190.477	1,571.429	1,809.524	4,111.112	4,351.852	4,638.889
			西淡三原	571.429	761.905	1,142.858	1,619.048	2,000.000	2,285.715	4,685.186	4,916.667	5,222.223
		淡路島南	571.429	1,000.000	1,190.477	1,571.429	2,000.000	2,428.572	2,666.667	5,222.223	5,462.963	5,768.519
	鳴門北	1,407.408	1,935.186	2,518.519	2,768.519	3,190.477	3,666.667	4,095.239	4,333.334	6,407.408	6,629.630	6,935.186
鳴門	476.191	1,851.852	2,379.630	2,962.963	3,190.477	3,571.429	4,000.000	4,428.572	4,666.667	6,851.852	7,074.075	7,379.630

（特大車）

												神戸西
											布施畑	619.048
										垂水	523.810	904.762
									淡路、 淡路SA	3,222.223	3,611.112	4,111.112
								東浦	666.667	3,768.519	4,157.408	4,666.667
							北淡	904.762	1,333.334	4,666.667	5,046.297	5,555.556
						津名一宮	1,047.620	1,714.286	2,142.858	5,685.186	6,074.075	6,583.334
					中川原 スマート	857.143	1,619.048	2,333.334	2,714.286	6,490.741	6,879.630	7,379.630
				洲本	571.429	1,142.858	1,952.381	2,619.048	3,047.620	6,888.889	7,277.778	7,796.297
			西淡三原	1,000.000	1,285.715	1,904.762	2,666.667	3,380.953	3,761.905	7,861.112	8,240.741	8,750.000
		淡路島南	904.762	1,666.667	1,952.381	2,571.429	3,380.953	4,047.620	4,476.191	8,750.000	9,138.889	9,638.889
	鳴門北	2,333.334	3,222.223	4,194.445	4,601.852	5,407.408	6,380.953	7,047.620	7,476.191	10,861.112	11,240.741	11,750.000
鳴門	809.524	3,074.075	3,962.963	4,935.186	5,333.334	6,138.889	6,904.762	7,619.048	8,000.000	11,601.852	11,990.741	12,490.741

（2） 瀬戸中央自動車道（早島インターチェンジ・坂出インターチェンジ間）

（中型車）

					早島
				水島	380.953
			児島	476.191	761.905
		与島PA	1,296.297	1,768.519	2,129.630
	坂出北	1,500.000	2,796.297	3,268.519	3,629.630
坂出		1,611.112	2,907.408	3,379.630	3,740.741

（大型車）

				早島
			水島	523.810
		児島	619.048	1,000.000
	与島PA	1,740.741	2,379.630	2,879.630
坂出北		2,027.778	3,750.000	4,407.408	4,907.408
坂出		2,185.186	3,916.667	4,555.556	5,055.556

（特大車）

				早島
			水島	857.143
		児島	1,047.620	1,714.286
	与島PA	3,046.297	4,111.112	4,944.445
坂出北		3,574.075	6,611.112	7,694.445	8,518.519
坂出		3,833.334	6,879.630	7,962.963	8,777.778

（3） 西瀬戸自動車道（今治インターチェンジ・西瀬戸尾道インターチェンジ間）

（中型車）

			因島南	生口島北
		因島北		
	向島	796.297		1,157.408
西瀬戸尾道	333.334	1,047.620		1,444.445

		伯方島	大島北
	大三島	476.191	1,000.000
生口島南	796.297	1,185.186	1,574.075

	今治北	今治
大島南	1,435.186	1,666.667

（大型車）

			因島南	生口島北
		因島北		
	向島	1,000.000		1,500.000
西瀬戸尾道	476.191	1,407.408		1,907.408

		伯方島	大島北
	大三島	666.667	1,296.297
生口島南	1,000.000	1,546.297	2,074.075

	今治北	今治
大島南	1,888.889	2,212.963

（特大車）

			因島南	生口島北
		因島北		
	向島	1,601.852		2,462.963
西瀬戸尾道	761.905	2,268.519		3,129.630

		伯方島	大島北
	大三島	1,157.408	2,083.334
生口島南	1,611.112	2,546.297	3,472.223

	今治北	今治
大島南	3,240.741	3,768.519

（注１）　神戸西、布施畑又は垂水から淡路ＳＡを経由して神戸西、布施畑又は垂水までの区間を通行する自動車及び東浦、北淡、津名一宮、中川原スマート、洲本、西淡三原、淡路島南、鳴門北又は鳴門から淡路ＳＡを経由して東浦、北淡、津名一宮、中川原スマート、洲本、西淡三原、淡路島南、鳴門北又は鳴門までの区間を通行する自動車については、淡路ＳＡまでの料金の額に淡路ＳＡからの料金の額を加算するものとする。

（注２）　早島、水島又は児島から与島ＰＡを経由して早島、水島又は児島までの区間を通行する自動車及び坂出北又は坂出から与島ＰＡを経由して坂出北又は坂出までの区間を通行する自動車については、与島ＰＡまでの料金の額に与島ＰＡからの料金の額を加算するものとする。

別表7　割引適用後料金（通行1回当たり：単位　円）

（1）　神戸淡路鳴門自動車道（神戸西インターチェンジ・鳴門インターチェンジ）

（軽自動車等）

												神戸西
											布施畑	95.239
										垂水	71.429	142.858
									淡路、 淡路SA	693.024	767.808	866.208
								東浦	95.239	799.296	874.080	972.480
							北淡	142.858	190.477	972.480	1,000.000	1,095.239
						津名一宮	142.858	238.096	309.524	1,095.239	1,142.858	1,190.477
					中川原 スマート	119.048	238.096	333.334	404.762	1,190.477	1,238.096	1,285.715
				洲本	71.429	166.667	285.715	380.953	452.381	1,238.096	1,285.715	1,333.334
			西淡三原	142.858	190.477	285.715	380.953	500.000	547.620	1,333.334	1,380.953	1,428.572
		淡路島南	142.858	238.096	285.715	380.953	500.000	595.239	642.858	1,428.572	1,476.191	1,523.810
	鳴門北	428.572	523.810	619.048	666.667	761.905	857.143	952.381	1,047.620	1,809.524	1,857.143	1,904.762
鳴門	119.048	523.810	619.048	714.286	761.905	857.143	952.381	1,047.620	1,095.239	1,857.143	1,904.762	1,952.381

（普通車）

												神戸西
											布施畑	119.048
										垂水	95.239	166.667
									淡路、 淡路SA	828.780	922.260	1,045.260
								東浦	119.048	961.620	1,055.100	1,178.100
							北淡	166.667	238.096	1,178.100	1,238.096	1,333.334
						津名一宮	190.477	309.524	380.953	1,333.334	1,380.953	1,476.191
					中川原 スマート	166.667	309.524	428.572	500.000	1,476.191	1,523.810	1,571.429
				洲本	95.239	214.286	357.143	476.191	547.620	1,523.810	1,571.429	1,619.048
			西淡三原	166.667	238.096	333.334	476.191	619.048	690.477	1,619.048	1,714.286	1,761.905
		淡路島南	166.667	309.524	357.143	476.191	619.048	738.096	809.524	1,761.905	1,809.524	1,904.762
	鳴門北	523.810	666.667	761.905	809.524	952.381	1,095.239	1,190.477	1,285.715	2,238.096	2,285.715	2,333.334
鳴門	142.858	619.048	761.905	857.143	952.381	1,047.620	1,190.477	1,285.715	1,380.953	2,333.334	2,380.953	2,428.572

（2） 瀬戸中央自動車道（早島インターチェンジ・坂出インターチェンジ間）

（軽自動車等）

					早島
				水島	119.048
			児島	166.667	238.096
		与島PA	571.429	714.286	761.905
	坂出北	666.667	1,238.096	1,380.953	1,428.572
坂出		714.286	1,285.715	1,380.953	1,476.191

（普通車）

					早島
				水島	166.667
			児島	190.477	309.524
		与島PA	714.286	857.143	952.381
	坂出北	846.980	1,523.810	1,666.667	1,809.524
坂出		857.143	1,571.429	1,714.286	1,809.524

（3） 西瀬戸自動車道（今治インターチェンジ・西瀬戸尾道インターチェンジ間）

（軽自動車等）

				生口島北
			因島南	142.858
		因島北		
	向島	261.905		404.762
西瀬戸尾道	119.048	333.334		476.191

			大島北
		伯方島	190.477
	大三島	166.667	333.334
生口島南	285.715	428.572	571.429

		今治
	今治北	
大島南	619.048	666.667

（普通車）

				生口島北
			因島南	166.667
		因島北		
	向島	333.334		523.810
西瀬戸尾道	142.858	428.572		571.429

			大島北
		伯方島	238.096
	大三島	214.286	404.762
生口島南	380.953	523.810	714.286

		今治
	今治北	
大島南	761.905	809.524

（注１）神戸西、布施畑又は垂水から淡路ＳＡを経由して神戸西、布施畑又は垂水までの区間を通行する自動車及び東浦、北淡、津名一宮、中川原スマート、洲本、西淡三原、淡路島南、鳴門北又は鳴門から淡路ＳＡを経由して東浦、北淡、津名一宮、中川原スマート、洲本、西淡三原、淡路島南、鳴門北又は鳴門までの区間を通行する自動車については、淡路ＳＡまでの料金の額に淡路ＳＡからの料金の額を加算するものとする。

（注２）早島、水島又は児島から与島ＰＡを経由して早島、水島又は児島までの区間を通行する自動車及び坂出北又は坂出から与島ＰＡを経由して坂出北又は坂出までの区間を通行する自動車については、与島ＰＡまでの料金の額に与島ＰＡからの料金の額を加算するものとする。